

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画 掲載事業一覧

※事業の始期、終期については、あくまでも6月30日（国への計画提出）時点のもの。
※「No」については国に提出している実施計画書記載番号と合わせている。
（1～4は市町事業のみが該当）
※「経済対策との関係」中Ⅱ、物価高の克服、米国関税措置は国の予算年度の違い。
Ⅱ、物価高の克服：R6補正予算、米国関税措置：R7予備費
なお、充当可能な推奨事業メニューはともに同じ。

No	交付対象事業の名称	経済対策との関係	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	総事業費 （千円）	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
5	医療機関等物価高騰緊急支援事業	Ⅱ、物価高の克服	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		484,632	①物価高騰の影響を受ける医療機関等の負担軽減を図り、サービスの継続的な提供を促進する。 ②物価高騰緊急支援金、事務費等 ③支援金：481,307千円、事務費等：3,325千円 支援金単価（電気・ガス） 病院：有床診療所（4床以上）10千円／床×24,721床、有床診療所（3床以下）・無床診療所46千円／施設×1,611施設、薬局15千円／施設×718施設、施術所・助産所・歯科技工所16千円／施設×1,601施設 支援金単価（食材料費） 病院：有床診療所（4床以上）5千円／床×24,721床 ④県内の医療機関等	R7.7	R8.3
6	介護サービス施設等物価高騰緊急支援事業	Ⅱ、物価高の克服	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		439,115	①物価高騰の影響を受ける介護サービス施設・事業所の負担軽減を図り、サービスの継続的な提供を促進する。 ②物価高騰緊急支援金、事務費等 ③支援金：438,435千円（約3,200事業所）、事務費等：680千円 支援金単価（電気・ガス）入所系4千円×26,883名 支援金単価（ガソリン）訪問系24千円×1,203施設 支援金単価（電気）通所系38千円×1,051施設 支援金単価（ガソリン）通所系24千円×1,051施設 支援金単価（食材料費）入所系7千円×26,883名、通所系2千円×24,344名 ④県内の介護サービス施設・事業所	R7.7	R8.3
7	県立学校電気代	Ⅱ、物価高の克服	④推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	県立学校施設は、「直接住民の用に供する」施設であり、効果的な支援であると考えため	121,545	①エネルギー価格高騰の影響を受ける県立学校に対し、運営維持のための価格高騰分 ②県立学校電気代価格高騰分相当 ③総額：：R7年度の実績見込み274,045千円 R6補正分：総額の内、5か月分を想定 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④県立学校	R7.4	R7.7
8	私立学校物価高騰緊急支援事業（高等学校私立学校助成費）	米国関税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		6,463	①目的・効果 物価高騰の影響を受けている私立学校の光熱費（高騰相当分）へ支援 ②交付金を充当する経費内容 電気・ガス料金支援分 ③積算根拠 ・単価（規模1）31千円×3施設+単価（規模2）97千円×2施設+単価（規模3）163千円×3施設+単価（規模4）228千円×5施設+単価（規模5）294千円×4施設+単価（規模6）360千円×2施設+単価（規模8）491千円×4施設+単価（規模11）687千円×1施設=6,463千円 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） 私立学校設置者	R7.7	R8.3
9	私立学校物価高騰緊急支援事業（中学校私立学校助成費）	米国関税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		965	①目的・効果 物価高騰の影響を受けている私立学校の光熱費（高騰相当分）へ支援 ②交付金を充当する経費内容 電気・ガス料金支援分 ③積算根拠 ・単価（規模1）31千円×7施設+単価（規模2）97千円×3施設+単価（規模3）163千円×1施設+単価（規模5）294千円×1施設=965千円 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） 私立学校設置者	R7.7	R8.3
10	私立学校物価高騰緊急支援事業（小学校私立学校助成費）	米国関税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		384	①目的・効果 物価高騰の影響を受けている私立学校の光熱費（高騰相当分）へ支援 ②交付金を充当する経費内容 電気・ガス料金支援分 ③積算根拠 ・単価（規模1）31千円×4施設+単価（規模2）97千円×1施設+単価（規模3）163千円×1施設=384千円 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） 私立学校設置者	R7.7	R8.3
11	私立学校物価高騰緊急支援事業（専修学校私立学校助成費）	米国関税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		1,894	①目的・効果 物価高騰の影響を受けている私立学校の光熱費（高騰相当分）へ支援 ②交付金を充当する経費内容 電気・ガス料金支援分 ③積算根拠 ・単価（規模1）31千円×14施設+単価（規模2）97千円×8施設+単価（規模4）228千円×3施設=1,894千円 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） 私立学校設置者	R7.7	R8.3

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画 掲載事業一覧

※事業の始期、終期については、あくまでも6月30日（国への計画提出）時点のもの。
※「No」については国に提出している実施計画書記載番号と合わせている。
（1～4は市町事業のみが該当）
※「経済対策との関係」中Ⅱ.物価高の克服、米国関税措置は国の予算年度の違い。
Ⅱ.物価高の克服：R6補正予算、米国関税措置：R7予備費
なお、充て可能な推奨事業メニューはともに同じ。

No	交付対象事業の名称	経済対策との関係	種類		総事業費 （千円）	事業の概要①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期
				⑨を選択した場合、より効果があると 考える理由				
12	LPガス一般消費者料金 高騰対策支援事業	米国関税措置	③消費下支え等を通じた生活者支援		225,460	①物価高騰に伴うLPガス料金上昇の影響を受ける県内一般消費者の負担を軽減するために、LPガス販売事業者を通じて使用料金の値引きを行い、利用世帯を支援。 ②値引き原資、販売事業者手数料、その他事務費 ③値引き原資168,000千円：600円/世帯×280,000世帯(県内LPガス使用世帯見込数) 販売事業者手数料51,900千円：150円×280,000世帯+30,000円×330事業者(LPガス販売事業者数) その他事務費5,560千円：会計年度任用職員2名(各7ヶ月)、事務費 ④交付対象者：一般消費者(官公庁を含まない)	R7.8	R7.12
13	【公衆浴場対策費】 長崎県公衆浴場燃油等 価格高騰対策支援金 (物価高騰対応分)	米国関税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		229	①エネルギー価格高騰の影響を受けており、物価統制令の適用により独自の価格転嫁が困難な一般公衆浴場に対し、経営健全化や衛生水準の維持向上を図るため、事業に必要な燃油代や光熱費の価格高騰分に相当する経費を定額支援する。 ②一般公衆浴場における事業に必要な燃油代や光熱費の価格高騰分相当。 ③支援金 229千円 ボイラー等燃油使用施設 46千円×4施設+5千円×4施設 ボイラー等燃油不使用施設 5千円×5施設 ④民営の一般公衆浴場 9施設	R7.7	R8.3
14	障害福祉サービス施設 等物価高騰緊急支援事業	米国関税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		154,803	①物価高騰の影響を受ける障害福祉サービス施設・事業所の負担軽減を図り、サービスの継続的な提供を促進する。 ②物価高騰緊急支援金、事務費等 ③支援金：154,123千円(約1,400事業所)、事務費等：680千円 支援金単価(電気・ガス)入所系4千円×7,395名 支援金単価(ガソリン)訪問系24千円×210施設 支援金単価(電気)通所系38千円×833施設 支援金単価(ガソリン)通所系24千円×833施設 支援金単価(食材料費)入所系7千円×7,395名、通所系2千円×8,046名 ④県内の障害福祉サービス施設・事業所	R7.7	R8.3
15	幼稚園私立学校助成費	米国関税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		389	①エネルギー価格高騰の影響を受ける私立幼稚園の負担軽減を目的とした支援 ②電気代及びガソリン代 ③対象数：7園 支給額：施設の規模を公定価格制度の区分で分類し、R3実績の物価上昇見合い分の1/8 <単価算定式> 各施設区分のR3実績×物価高騰率×補助率(1/8) (※)電気代 19.7%・ガソリン代 25.8% <事業費算定式> 単価(7千円)×1施設+単価(21千円)×1施設+単価(58千円)×2施設+単価(74千円)×1施設+単価(82千円)×1施設+単価(89千円)×1施設=389千円 ④私立幼稚園(私学助成幼稚園)	R7.7	R7.11
16	子育て支援新制度関係 対策費	米国関税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		238	①エネルギー価格高騰の影響を受ける認可外保育施設の負担軽減を目的とした支援 ②電気代 ③対象数：46施設 支給額：施設の規模を公定価格制度の区分で分類し、R3実績の物価上昇見合い分の1/8 <単価算定式> 各施設区分のR3実績×物価高騰率×補助率(1/8) (※)電気代 19.7% <事業費算定式> 単価(4千円)×36施設+単価(7千円)×6施設+単価(12千円)×3施設+単価(16千円)×1施設=238千円 ④認可外保育施設	R7.7	R7.11

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画 掲載事業一覧

※事業の始期、終期については、あくまでも6月30日（国への計画提出）時点のもの。
※「No」については国に提出している実施計画書記載番号と合わせている。
（1～4は市町事業のみが該当）
※「経済対策との関係」中Ⅱ.物価高の克服、米国関税措置は国の予算年度の違い。
Ⅱ.物価高の克服：R6補正予算、米国関税措置：R7予備費
なお、充当可能な推奨事業メニューはともに同じ。

No	交付対象事業の名称	経済対策との関係	種類		総事業費 （千円）	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
				⑨を選択した場合、より効果があると 考える理由				
17	児童措置費（児童養護施設等エネルギー等物価高騰対策支援金）	米国関税措置	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		9,039	①エネルギー価格高騰の影響を受ける児童養護施設等の負担軽減を目的とした支援 ②電気代・ガス代・食料代 ③対象数：27施設+60世帯 支給額：R3実績の物価上昇見合い分の1/8 <単価算定式> ・R3実績×物価高騰率×補助率（1/8） （※）電気代 19.7% ・ ガス代 21.6% ・ 食料代 25.3% <事業費算定式> 単価（38千円）×60世帯+単価（46千円）×14施設+単価（332千円）×11施設+単価（472千円）×11施設+単価（591千円）×1施設 ④児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・ファミリーホーム・自立援助ホーム・里親	R7.7	R7.11
18	特別高圧電力高騰対策支援事業	米国関税措置	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		117,911	①目的・効果 エネルギー等物価高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図り、安定した経営環境の持続を促進するため、特別高圧電力受電事業者等を支援し、県内経済の振興を図る。 ②交付金を充当する経費内容 令和7年6月から令和7年9月の電力量1kwhあたり1.0円（大企業の場合0.5円）を乗じた額（8月分については1.2円（大企業の場合0.6円）を乗じた額。）と、予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比較して少ない方の額を補助額とする。 ③積算根拠（対象数、単価等） 特別高圧電力を利用する事業者等に対し、電力使用量に応じた支援を実施 単価（中小企業）：1.0円（R7.7、R7.9）、1.2円（R7.8）、単価（大企業）：0.5円（R7.7、R7.9）、0.6円（R7.8） 対象月数：3月（R7.7-R7.9）、対象社数：26社（新規2社含む） 上限額：10百万円（前回上限20百万円から単価や支援月数の増減を考慮） 積算： ①10百万円×4社=40,000千円（上限額に達する事業者5社程度想定） ②【7月、9月】（37,630kwh+35,152kwh）×0.5円=36,391千円 【8月】35,219kwh ×0.6円=21,131千円（大企業：上限に達する事業者以外） ③【7月、9月】（6,071kwh+5,409kwh）×1.0円= 11,480千円 【8月】4,593kwh ×1.2円=5,511千円（千円未満切り捨て）（中小企業：上限に達する事業者以外） ④3,398千円（過去中小企業実績平均）×1社程度=3,398千円（前回未申請者：上限に達する事業者以外） ①+②+③+④=117,911千円 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） 建設業、製造業、情報通信業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業（他に分類されないもの）に該当し、特別高圧電力を受電している県内事業所（公共施設分や住宅分を除く）	R7.7	R8.3
19	事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業	米国関税措置	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		75,988	①目的・効果 LPガスの価格高騰の影響を受けている県内事業者に対し、LPガス代高騰分の一部を支援 ②補助単価： 【業務用LPガス】販売事業者を通じて、LPガス代金について1社あたり600円の値引き 【工業用LPガス】購入するLPガスの量に応じて、13円/kg（R7.7、R7.9月分）、16.25円/kg（R7.8月分） ③積算根拠： ③補助金 【業務用LPガス】県内で業務用LPガスを使用している事業者は16,000社。よって、600円×16,000社=9,600,000円…（A） 【工業用LPガス】13円/kg（R7.7、R7.9月分）、16.25円/kg（R7.8月分）であることから、対象期間は3ヶ月であるが、実質は3.25ヶ月分。 県内の工業LPガス販売量は16,800トン/年。よって、16,800トン×13円×3.25/12= 59,150,000円…（B） ③事務費 【業務用LPガス】販売事業者による1社への支援あたり150円の事務手数料。よって、150円×16,000社=2,400,000円…（C） 【工業用LPガス】会計年度人件費（4名×4ヶ月分）4,838,000円…（D） 以上、（A）+（B）+（C）+（D）=9,600,000円+59,150,000円+2,400,000円+4,838,000円=75,988,000円 ④県内に主たる事務所・事業所を置き、県内で補助事業を実施するLPガス使用事業者	R7.8	R8.3

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画 掲載事業一覧

※事業の始期、終期については、あくまでも6月30日（国への計画提出）時点のもの。
※「No」については国に提出している実施計画書記載番号と合わせている。
（1～4は市町事業のみが該当）
※「経済対策との関係」中Ⅱ、物価高の克服、米国関税措置は国の予算年度の違い。
Ⅱ、物価高の克服：R6補正予算、米国関税措置：R7予備費
なお、充当可能な推奨事業メニューはともに同じ。

No	交付対象事業の名称	経済対策との関係	種類		総事業費 （千円）	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期
				⑨を選択した場合、より効果があると 考える理由				
20	農業水利施設電気料金 高騰対策支援事業費	米国関税措置	⑥農林水産業にお ける物価高騰対策 支援		7,758	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける中で、農業者で組織される土地改良区の負担軽減を図るため、国営・県営土地改良 事業で造成され、土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金高騰分を支援 ②(1)電気料金高騰分への支援 7,258千円 (2)補助金交付事務にかかる経費 500千円 ③(1)7,258千円(=110,539千円(R3電気料金実績)×19.7%(R3年度からR7年度の電気料金上昇率)×1/3(千円未満切り捨て)) (2)500千円(人件費、通信費・振込手数料) ④土地改良区土地改良事業団体連合会	R7.4	R8.3
21	県立学校電気代②	米国関税措置	④推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独事 業	県立学校施設は、「直接住民の用に 供する」施設であり、効果的な支援で あると考えるため	152,500	①エネルギー価格高騰の影響を受ける県立学校に対し、運営維持のための価格高騰分 ②県立学校電気代価格高騰分相当 ③高騰分実績見込み：R7年度の実績見込み274,045千円 R7予備費分：総額の内、7か月分を想定 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④県立学校	R7.9	R8.3
22	県立学校ガス代	米国関税措置	④推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独事 業	県立学校施設は、「直接住民の用に 供する」施設であり、効果的な支援で あると考えるため	14,115	①エネルギー価格高騰の影響を受ける県立学校に対し、運営維持のための価格高騰分 ②県立学校ガス代価格高騰分相当 ③41,577千円(R7実績見込額)-27,462千円(R4当初予算額) ※R7実績見込分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④県立学校	R7.4	R8.3
23	県立図書館光熱費	米国関税措置	④推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独事 業	当該施設は、「直接住民の用に供す る」施設であり、効果的な支援である と考えるため	13,108	①エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている県立図書館への光熱費に対する支援 ②光熱費高騰分相当事務委託金 ③物価高騰前の予算額との比較 (R7光熱費相当事務委託金見込み-R4光熱費相当分事務委託金)×県負担割合【県市一体型図書館のため】=13,108千円 ※R7実績見込分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④県立図書館	R7.4	R8.3
24	こども医療福祉センター 運営費	米国関税措置	④推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独事 業	当該施設は、すべての障害児を対象 とした県下の拠点的な施設であり、 「直接住民の用に供する」施設に該 当する。交付金の活用により、必要な 障害児医療サービスの提供体制の確 保につながり、施設利用者への確実 な支援が実施できるため。	14,564	①エネルギー等物価高騰の影響を受けた施設を支援し安定的なサービス提供の促進を図る ②電気代、ガス代高騰に対する経費 ③R7年度の実績見込み額から一般財源（電気・ガス代の従来分）を差し引いた額 電気代・ガス代：R7実績見込み額（32,384）-従来分（17,820）=14,564千円 ※R7実績見込分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④長崎県立こども医療福祉センター	R7.4	R8.3
25	長崎県美術館運営事業 費	米国関税措置	⑤医療・介護・保 育施設、学校施 設、公衆浴場等 に対する物価高騰対 策支援		6,681	①エネルギー価格が上昇し多大な影響が生じている指定管理者に対し、事業者の経営維持のため支援金を支給 ②負担金（電気・ガス料金支援分） ③R7高騰見込込額：6,681千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④指定管理者	R7.4	R8.3
26	長崎歴史文化博物館運 営事業費	米国関税措置	⑤医療・介護・保 育施設、学校施 設、公衆浴場等 に対する物価高騰対 策支援		16,737	①エネルギー価格が上昇し多大な影響が生じている指定管理者に対し、事業者の経営維持のため支援金を支給 ②負担金（電気・ガス料金支援分） ③光熱費の当初予算額と実績見込額との差額（光熱費（電気料金）高騰による上振れ見込額-長崎市負担金=16,737） ※R7実績見込分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④指定管理者	R7.4	R8.3
27	職業能力開発校管理費 （長崎高等技術専門学校）	米国関税措置	④推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独事 業	県内産業の即戦力となるべき技術・ 技能者を養成するために職業能力開 発を行う公の施設にあたるため	4,195	①目的・効果 エネルギー等の物価高騰の影響を受けた高等技術専門学校を支援 ②交付金を充当する経費内容 運営費交付金（電気・ガス料金支援分） ③積算根拠 R7高騰見込込額：4,195千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） 県立長崎高等技術専門学校	R7.4	R8.3

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画 掲載事業一覧

※事業の始期、終期については、あくまでも6月30日（国への計画提出）時点のもの。
※「No」については国に提出している実施計画書記載番号と合わせている。
（1～4は市町事業のみが該当）
※「経済対策との関係」中Ⅱ、物価高の克服、米国関税措置は国の予算年度の違い。
Ⅱ、物価高の克服：R6補正予算、米国関税措置：R7予備費
なお、充て可能な推奨事業メニューはともに同じ。

No	交付対象事業の名称	経済対策との関係	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	総事業費 （千円）	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
28	職業能力開発校管理費 (佐世保高等技術専門学校)	米国関税措置	④推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	県内産業の即戦力となるべき技術・技能者を養成するために職業能力開発を行う公の施設にあたるため	3,288	①目的・効果 エネルギー等の物価高騰の影響を受けた高等技術専門学校を支援 ②交付金を充当する経費内容 運営費交付金(電気・ガス料金支援分) ③積算根拠 R7高騰分見込額:3,288千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 県立佐世保高等技術専門学校	R7.4	R8.3
29	開成学園運営費(電気代)	米国関税措置	④推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、特別な支援を必要としている子どもに、安全安心な環境を提供し、個々の特性に合わせた支援を行う施設である。交付金の活用により、特別な支援を必要としている施設利用者への支援がより効果的に実施できるため	4,380	①エネルギー等の物価高騰の影響を受けている施設に対し、高騰分を支援することにより安定的な運営を図る。 ②電気代 ③7,333千円(R7年度想定電気代)－2,953千円(R5年度計上額)＝4,380千円 ※R7分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④児童自立支援施設	R7.4	R8.3
30	長崎こども・女性・障害者支援センター事業費(燃料代)	米国関税措置	④推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、特別な支援を必要としている、こどもや女性、そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な施設である。交付金の活用により、特別な支援を必要としている施設利用者への相談・支援がより効果的に実施できるため	377	①エネルギー等の物価高騰の影響を受けている施設に対し、高騰分を支援することにより安定的な運営を図る。 ②電気代 ③R7高騰分見込額:377千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④児童相談所	R7.4	R8.3
31	佐世保こども・女性・障害者支援センター事業費(燃料代)	米国関税措置	④推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、特別な支援を必要としている、こどもや女性、そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な施設である。交付金の活用により、特別な支援を必要としている施設利用者への相談・支援がより効果的に実施できるため	139	①エネルギー等の物価高騰の影響を受けている施設に対し、高騰分を支援することにより安定的な運営を図る。 ②電気代 ③R7高騰分見込額:139千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④児童相談所	R7.4	R8.3
32	県立大学電気代	米国関税措置	④推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校においては年度途中での利用料の変更は困難であり、物価高騰の影響を受けやすいことから、物価高騰に直面している学校へ支援することで、安定した教育環境の持続を促進することができるため	71,586	①目的・効果 エネルギー等の物価高騰の影響を受ける県立大学の電気・ガス料金を支援 ②交付金を充当する経費内訳 運営費交付金(電気・ガス料金支援分) ③積算根拠 R7実績見込156,775千円-R3実績85,189千円 ※R7実績見込分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 県立大学	R7.4	R8.3
33	県民ボランティア活動支援センター光熱水費	米国関税措置	④推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、NPO・ボランティア団体等が活動拠点として利用するなどしている施設であり、「直接住民の用に供する」施設に該当する。交付金の活用により、これまで通りの利用が可能となり、施設利用者への活動支援が効果的に実施できるため	1,333	①エネルギー等物価高騰の影響を受けた県民ボランティア活動支援センターを支援し安定的なサービス提供の促進を図る。 ②光熱水費、保守管理委託 ③R7高騰分見込額:1,333千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④県民ボランティア活動支援センター	R7.4	R8.3

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画 掲載事業一覧

※事業の始期、終期については、あくまでも6月30日（国への計画提出）時点のもの。
※「No」については国に提出している実施計画書記載番号と合わせている。
（1～4は市町事業のみが該当）
※「経済対策との関係」中Ⅱ、物価高の克服、米国関税措置は国の予算年度の違い。
Ⅱ、物価高の克服：R6補正予算、米国関税措置：R7予備費
なお、充て可能な推奨事業メニューはともに同じ。

No	交付対象事業の名称	経済対策との関係	種類	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	総事業費 （千円）	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	事業 始期	事業 終期
			⑨					
34	こども・女性・障害者支援センター運営費	米国関税措置	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、特別な支援を必要としている、こどもや女性、そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な施設である。交付金の活用により、特別な支援を必要としている施設利用者への相談・支援がより効果的に実施できるため	4,662	①エネルギー等物価高騰の影響を受けた施設を支援し安定的なサービス提供の促進を図る ②電気代及びガス代、ガソリン代の高騰に対する経費 ③【長崎こども・女性・障害者支援センター】 R7高騰分見込額：2,331千円 【佐世保こども・女性・障害者支援センター】 R7高騰分見込額：2,331千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④長崎こども・女性・障害者支援センター及び佐世保こども・女性・障害者支援センター	R7.4	R8.3
35	農業大学校電気代等	米国関税措置	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	優れた農業後継者及び農村地域の指導者の養成を行うとともに、青年農業者及び農村地域の指導者等の研修を行い長崎県の農業振興に寄与する人材を育成する教育施設であるため	13,861	①電気料等の価格高騰により学校運営に影響が及んでおり、支援があることで学生の就農等への教育が充実する。 ②電気料：本校/畜産学科/学生寮にかかる経費のうち高騰分 飼料：牛の飼養にかかる経費のうち高騰分 燃料：主に圃場管理にかかる経費等のうち高騰分 ③実績額をもとにR7見込算出（高騰分） ※実績に上昇率を掛けてR7見込算出 電気：7,700千円 飼料3,080千円 燃料3,081千円 ④県立農業大学校	R7.4	R8.3
36	佐世保情報産業プラザ運営費	米国関税措置	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、「直接住民の用に供する」施設であり、効果的な支援であると考えるため	2,460	①エネルギー価格の上昇による影響が生じている指定管理施設に対し、高騰分を支援することにより安定的な施設運営を図る。 ②運営支援金（電気料金） ③R7高騰分見込額：2,460千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④指定管理者	R7.4	R8.3
37	長崎県勤労福祉会館運営費	米国関税措置	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、「直接住民の用に供する」施設であり、効果的な支援であると考えるため	2,299	①目的・効果 エネルギー等の物価高騰の影響を受ける長崎県勤労者福祉会館の電気代、ガス代を支援し、会館運営の安定を図る。 ②交付金を充当する経費内訳 運営費交付金（電気・ガス料金支援分） ③積算根拠 R7高騰分見込額：2,299千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） 長崎県勤労福祉会館	R7.4	R8.3
38	県民の森運営費	米国関税措置	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、「直接住民の用に供する」施設であり、効果的な支援であると考えるため	2,870	①エネルギー価格高騰の影響を受ける指定管理者に対し、経営維持のための支援金を支給 ②指定管理者への補助金 ③R7高騰分見込額：2,870千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④指定管理者	R7.4	R8.3
39	常盤・出島地区・松ヶ枝地区運営費	米国関税措置	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、「直接住民の用に供する」施設であり、効果的な支援であると考えるため	1,679	①エネルギー価格高騰の影響を受ける指定管理者に対し、経営維持のための支援金を支給 ※常盤・出島地区：長崎水辺の森公園、三角広場、県営常盤南駐車場 松ヶ枝地区：松ヶ枝国際ターミナルビル、松ヶ枝国際第2ビル、松ヶ枝緑地 ②指定管理者への支援金 ③R7高騰分見込額：1,679千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④常盤・出島・松ヶ枝地区の指定管理者	R7.4	R8.3
40	長崎港元船地区運営費	米国関税措置	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、「直接住民の用に供する」施設であり、効果的な支援であると考えるため	10,217	①エネルギー価格高騰の影響を受ける指定管理者に対し、経営維持のための支援金を支給 ※※長崎元船地区：長崎港元船ターミナルビル、ターミナル駐車場、元船広場、プラタナス広場、ドラゴンプロムナード ②指定管理者への支援金 ③R7高騰分見込額：10,217千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④指定管理者	R7.4	R8.3
41	県立総合体育館等運営費	米国関税措置	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	当該施設は、「直接住民の用に供する」施設であり、効果的な支援であると考えるため	47,256	①エネルギー価格が上昇し多大な影響が生じている指定管理者に対し、経営維持のための支援金を支給 ②指定管理者への負担金 ③R7高騰分見込額：47,256千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④指定管理者	R7.4	R8.3

令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画 掲載事業一覧

※事業の始期、終期については、あくまでも6月30日（国への計画提出）時点のもの。
※「No」については国に提出している実施計画書記載番号と合わせている。
（1～4は市町事業のみが該当）
※「経済対策との関係」中Ⅱ.物価高の克服、米国関税措置は国の予算年度の違い。
Ⅱ.物価高の克服:R6補正予算、米国関税措置:R7予備費
なお、充当可能な推奨事業メニューはともに同じ。

No	交付対象事業の名称	経済対策との関係	種類		総事業費 （千円）	事業の概要(①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期
				⑨を選択した場合、より効果がある と考える理由				
42	県立武道館運営費	米国関税措置	④推奨事業メ ニュー例よりも更 に効果があると判 断する地方単独事 業	当該施設は、「直接住民の用に供す る」施設であり、効果的な支援である と考えるため	1,520	①エネルギー価格が上昇し多大な影響が生じている指定管理者に対し、経営維持のための支援金を支給 ②指定管理者への負担金 ③R7高騰分見込額:1,520千円 ※高騰分については、昨年度の実績額をもとに算出 ④指定管理者	R7.4	R8.3